

単位型投信 / 内外 / 債券

国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス2016-07 決算・分配金のお知らせ

ファンド情報提供資料
データ基準日: 2019年1月10日

平素は「国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス2016-07」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。さて、当ファンドは2019年1月10日に第5期の決算を迎え、基準価額水準、市況動向等を勘案し、分配金額を下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。

今後とも引き続き、当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

分配金と基準価額(2019年1月10日)

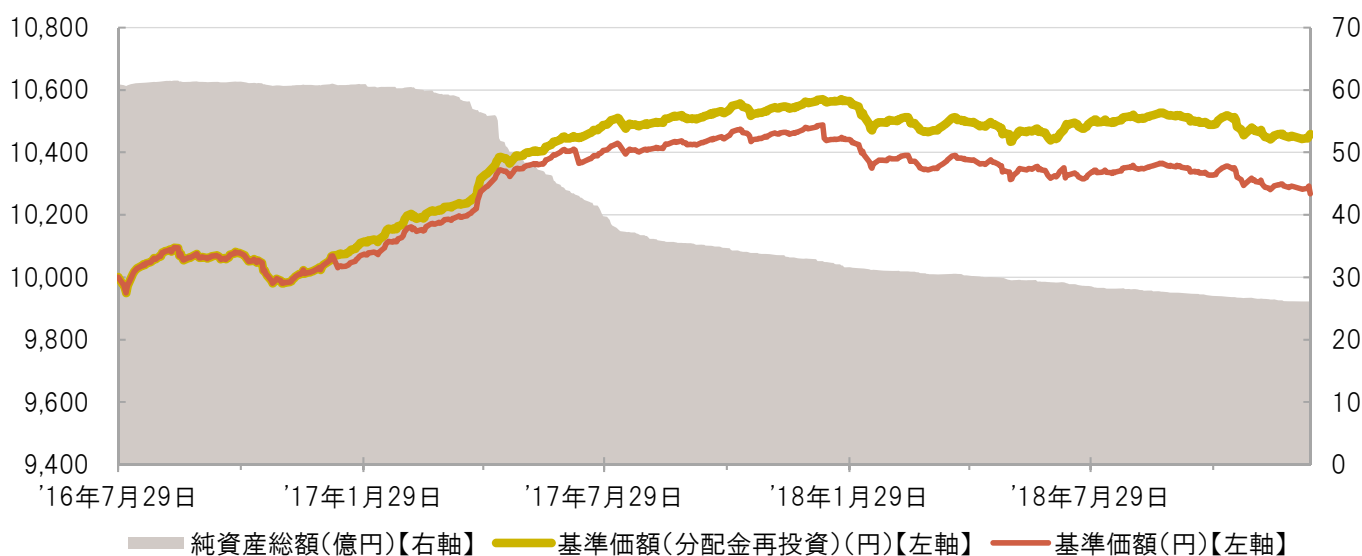
分配金(1万口当たり、税引前)	30円
基準価額(1万口当たり、分配落ち後)	10,268円

【分配金実績(1万口当たり、税引前)】

第1期 (2017年1月)	第2期 (2017年7月)	第3期 (2018年1月)	第4期 (2018年7月)	第5期 (2019年1月)	設定来累計
40円	40円	40円	40円	30円	190円

・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

基準価額の推移(期間:2016年7月29日(設定日)~2019年1月10日)



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。
- ・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。
- ・基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。

■ 上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮していません。

国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス 2016-07

今期の分配金について

基準価額水準、市況動向等を勘案し、今期の分配金(1万口当たり、税引前)を前期の40円から30円に引き下げました。

欧米の金融機関および事業会社の劣後債・優先証券市場は下落し、当ファンドにおいても、保有している一部の劣後債・優先証券の下落や米ドルの為替ヘッジコスト等がマイナス要因となり、足下の基準価額は前期末と比較して小幅に下落しました。

このような状況のなか当ファンドは、足下の日米金利差拡大等による為替ヘッジコストの上昇や組み入れている劣後債・優先証券等の償還金を再投資する場合にインカムゲインの低下が見込まれること等を勘案し、分配金の見直しを行うことといたしました。(2018年12月28日現在)

第5期の市場環境について

【市場環境】

欧米の金融機関および事業会社の劣後債・優先証券市場は下落しました。

期初は、世界的な貿易摩擦に対する不安がやや後退したことや、中国が通商問題による国内経済への悪影響を懸念し予防的に景気刺激策を講じ、新興国不安を背景として相対的に先進国が選好されたこともありスプレッド(国債との利回り格差)は縮小しました。

しかし、その後は、原油価格の下落、IT関連企業の業績先行き不透明感等を背景とした米国株式市場の急落、米中通商問題やイタリア財政問題の動向、英国の欧州連合(EU)離脱が「合意なき離脱」となるリスクなどが重石となったほか、年末休暇シーズンで流動性が低下する中、一部の米国政府機関の閉鎖長期化や米国の政治リスクが警戒されスプレッドは拡大しながらの推移となりました。

なお、2018年8月にドイツの大手保険会社アリアンツが、永久劣後債のコール(繰上償還)を見送りました。コールスキップ後も固定クーポンが維持されるため、当該債券価格は当初限定的な動きでしたが、その後は需給の影響により下落しました。ただし、市場全体への影響は限定的となりました。

(2018年12月28日現在)

今後の市場見通しおよび運用方針について

【市場見通し】

G-SIFIs*をはじめとする欧米の大手金融機関の自己資本比率は改善傾向にあり、手元流動性の厚みが増すなど安定性が高まっていることなどから、良好なファンダメンタルズは今後も維持され、劣後債・優先証券の利回り低下に寄与すると見込んでいます。また、投資家心理の悪化や市場流動性の観点から短期的に値動きが不安定となる局面も想定されますが、バーゼルⅡの下で発行されてきた劣後債および優先証券については、新規の起債供給のない閉ざされた市場で、繰上償還等により市場規模は縮小の方向にあることに変わりなく、スプレッドは安定的に推移するとみています。

【運用方針】

- ・引き続き、世界各国の金融機関および事業会社が発行する劣後債と優先証券等への投資を維持する方針です。
- ・取得時において当ファンドの信託期間終了前に満期償還日または繰上償還の可能日が到来する証券を中心に投資する方針です。
- ・外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかる方針です。

■上記の運用方針は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

* Global Systemically Important Financial Institutionsの略で、各国の金融監督当局等で構成され国際金融に関する措置・規制・監督等の役割を担う金融安定理事会(FSB)によって選定されるグローバルな金融システムの維持・安定に欠かせない重要な金融機関のことをいいます。

■上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。

国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス2016-07

単位型投信／内外／債券

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

世界各国の金融機関が発行する劣後債および優先証券等を主要投資対象とし、主として利子収益の確保をめざします。

■ファンドの特色

【特色1】 世界各国の金融機関が発行する劣後債と優先証券等を主要投資対象とします。

当ファンド名「国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス2016-07」に付されている「プラス」とは、金融機関が発行する劣後債と優先証券に加えて事業会社の発行する劣後債と優先証券も投資対象としていることを表しています。

【特色2】 当ファンドは信託期間が約3年9ヵ月の単位型の投資信託です。

投資を行う劣後債と優先証券等は、原則として、取得時において当ファンドの信託期間終了前に満期償還日または繰上償還の可能日が到来するものとします。

【特色3】 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。

【特色4】 年2回決算を行い、収益の分配を行います。

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

●劣後債および優先証券固有のリスク

<法的弁済順位が劣後するリスク>

一般的に、劣後債および優先証券の法的弁済順位は、普通株式に優先し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等に陥った場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができません。また、発行体が経営不安、倒産、国有化などに陥った場合には、劣後債および優先証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることもあり、この場合には当ファンドの基準価額が大幅に下落することがあります。

<繰上償還延期リスク>

一般的に、繰上償還条項が付与されている劣後債および優先証券において、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている劣後債および優先証券は、市場環境などの要因によって、予定された期日に繰上償還が行われなかった場合、あるいは繰上償還されないと見込まれる場合には、当該劣後債および優先証券の価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額および償還価額に大きな影響を及ぼす可能性があります。

<利息、配当または元本の支払いに関するリスク>

劣後債および優先証券には、利息、配当の支払繰延条項等が付与されているものがあり、発行体の財務状況や収益動向等の要因により、利息、配当の支払いが繰延べまたは停止される可能性や、利息、配当または元本が減額される可能性があります。

●金利変動リスク

投資している有価証券等の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に有価証券等の価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

●信用リスク

投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。発行体の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により証券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。

<金融機関の実質的な破綻に関するリスク>

金融機関の破綻処理等に関し、株主だけでなく債権者にも損失負担を求める措置(ベイル・イン)に関する法制度が導入される国・地域においては、金融当局等が実質的に破綻しているとみなした金融機関について、劣後債や優先証券、普通社債等についても元本が削減される等、損失吸収措置がとられる可能性があり、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。

●特定の業種への集中投資リスク

当ファンドは金融機関が発行する有価証券に集中的に投資するため、個別の金融機関の財務状況および収益動向等に加え、金融機関を監督する金融当局の政策方針など金融業種固有の要因による影響を受けます。したがって、集中投資を行わないファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる場合があります。金融機関の財務状況に対する懸念の高まりや金融規制の変化等により、有価証券の価格が下落した場合は、当ファンドの基準価額が大幅に下落することがあります。

●流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に劣後債や優先証券は一般の公社債と比較して市場規模が小さく流動性が低いため、市場実勢より大幅に低い価格で売却しなければならないことがあります。

国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス2016-07

単位型投信／内外／債券

投資リスク

●為替変動リスク

当ファンドは、外貨建の有価証券に投資します(ただし、これらに限定されるものではありません。)。組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、解約等の資金動向、為替ヘッジのタイミングおよび範囲、ならびに市況動向等の要因により、完全に為替変動リスクを排除することはできません。また、円金利がヘッジ対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円とヘッジ対象となる外貨建資産の通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

上記は主なりリスクであり、これらに限定されるものではありません。

手続・手数料等

■お申込みメモ

- 換金単位 販売会社が定める単位
販売会社にご確認ください。
- 換金価額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
- 換金代金 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
- 換金の申込不可日 次のいずれかに該当する日には、換金はできません。
・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行の休業日
※具体的な日付については、委託会社のホームページ(「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」)をご覧ください。
当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。
- 換金制限 2020年5月8日まで(2016年7月29日設定)
- 信託期間 以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
・当ファンドの受益権の口数が、当初設定時の10分の1または5億口を下回るようになった場合
・当ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき
・やむを得ない事情が発生したとき
- 繰上償還 毎年1・7月の10日(休業日の場合は翌営業日)
- 決算日 年2回の決算時に分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 収益分配 課税上は、株式投資信託として取扱われます。
- 課税関係 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。
配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	2016年7月29日以降の購入のお申込みはできません。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% をかけた額

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率0.6804%(税抜 年率0.6300%) をかけた額
その他の費用・ 手数料	監査費用、有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、運用管理費用(信託報酬)は毎決算時ならびに換金時または償還時に、監査費用は毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

本資料のご利用にあたっての注意事項等

本資料は、ファンドの運用状況に関する受益者への情報提供を目的として三菱UFJ国際投信が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

○投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。○銀行等の登録金融機関でご購入頂いた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。○本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。○本資料は信託できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。

委託会社およびファンドの関係法人

- 委託会社 三菱UFJ国際投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会: 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
- 受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

- 販売会社 販売会社の照会先は以下の通りです。
三菱UFJ国際投信株式会社
TEL 0120-151034(フリーダイヤル)
受付時間/営業日の9:00~17:00
ホームページ <https://www.am.mufg.jp/>

販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称: 国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス2016-07

商号	登録番号等		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
株式会社西日本シティ銀行(※)	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
西日本シティIT証券株式会社(※)	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			